

令和5年度の広島県最低賃金の審議がスタートしました。

令和5年7月3日(月)、第547回広島地方最低賃金審議会が開催され、阿部充広島労働局長から岡田行正会長へ諮問文が手交され、第56期広島地方最低賃金審議会の委員による広島県最低賃金の改正審議がスタートしました。

今後、現行時間額930円の広島県最低賃金については、今後中央最低賃金審議会から目安額の伝達を受けて、広島県における「生計費」、「賃金」及び「通常の事業の賃金支払能力」を考慮しながら、8月にかけて審議が行われ、改定が決定される予定です。

なお、今年度の広島県最低賃金改定の発効は、10月1日を目標としています。また、広島県特定(産業別)最低賃金の改定については、12月末日の発効を目標として、9月から10月にかけて審議が行われる予定です。

諮問文を受け取る岡田会長

